

# 建築物石綿含有建材調査者講習 (呉市会場)

建築物の解体・改修等工事の石綿（アスベスト）調査について、令和5年10月より、有資格者による事前調査が法律で義務化されます。広島県内で工事をする方を対象に、資格取得のための講習会を次のとおり開催します。

- 主催 一般財団法人 日本環境衛生センター  
(共催：呉市環境試験センター)
- 日時・会場 (講習) 令和4年3月15日(火)・16日(水)  
呉阪急ホテル(呉市中央1丁目1-1)
- (試験) 令和4年3月25日(金)  
すこやかセンターくれ(呉市和庄1丁目2-13)
- 定員 50名(注意1) ※定員に達し次第締め切ります
- 受講料 49,500円(税込み)
- 内容 動画視聴及び講義(座学), 修了考査
- 取得資格 一般建築物石綿含有建材調査者(注意2)

(注意1) 裏面の受講資格を満たす必要があります。

(注意2) 修了考査(マークシート方式)に合格する必要があります。

## 【申込み】

令和4年2月15日(火)17時までに、下記のURLまたは2次元コードから申込専用サイトにてお申し込みください。

URL : <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/kougai2-taiki.html>

申し込みに関する問い合わせは、裏面の石綿調査講習事務局までお願いします。



【受講資格】 下表のいずれかの条件を満たす必要があります。

	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上

【講習会場】

呉阪急ホテル 4階 皇城の間  
呉駅より徒歩1分



【試験会場】

すこやかセンターくれ 1階 多目的ホール  
呉駅より徒歩20分  
「本通4丁目」バス停より徒歩5分



地図出典：国土地理院

※講習会受講のための駐車場はございません。周辺の有料駐車場をご利用ください。

【問い合わせ先】

(大気汚染防止法・会場について)  
呉市環境試験センター  
電話：0823-25-3551

(申込・受講資格・講習内容について)

(一財)日本環境衛生センター石綿調査講習事務局  
呉市講習会担当：清水・廣川  
電話：044-288-4919